



令和2年12月15日

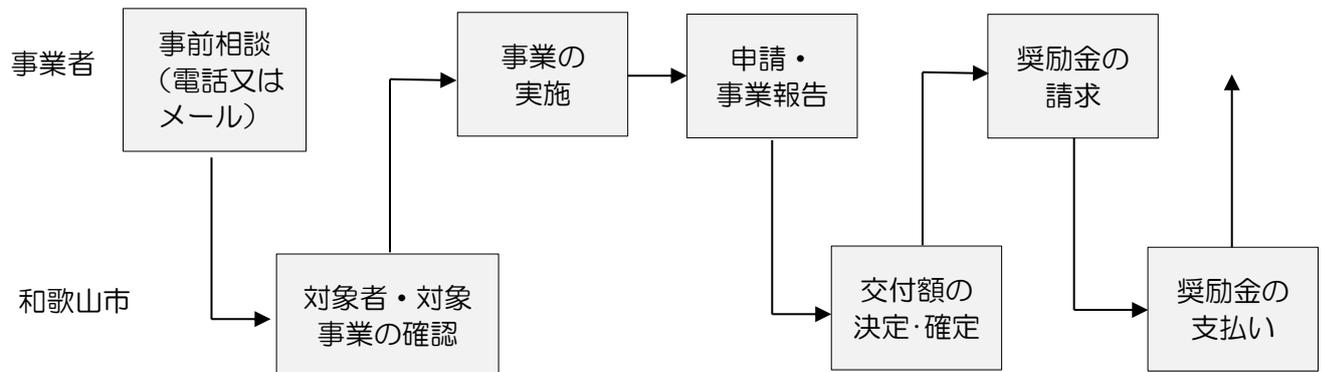
担当課	商工振興課
担当者	清水
電話	(073)435-1233
内線	3041

飲食事業者の新型コロナウイルス感染拡大防止対策を応援します！ ～和歌山市新型コロナウイルス感染拡大防止対策促進奨励金～

新型コロナウイルス感染症に関する感染拡大防止対策として、飲食事業者の感染症対策を促進するため、和歌山市新型コロナウイルス感染拡大防止対策促進奨励金について、次のとおり募集を開始します。

- 1 交付金額 上限10万円（補助率10／10）
- 2 対象経費 飲食事業者が実施する感染拡大防止対策（換気設備・アクリル板の設置、ITツール（非接触関連システム）に係る経費
※対象外経費：マスクや消毒液などの消耗品、パソコン、タブレットなど汎用性があり目的外使用になり得るもの等
- 3 受付期間 令和2年12月15日（火）から令和3年2月26日（金）まで
（令和2年8月1日以降分を遡及適用）
※原則郵送での申請受付となります。
- 4 問合せ先 商工振興課（073-435-1233）

【申請の流れ】



飲食事業者
向け

和歌山市新型コロナウイルス 感染拡大防止対策促進奨励金

新型コロナウイルス感染拡大防止対策を促進するため、飲食事業者が実施する感染拡大防止対策に係る経費に対し、奨励金を交付します。

最大 **10** 万円
補助率 10 / 10

対象者（下記項目をすべて満たす者）

1. 中小企業者又は中小企業者と同等と認められるものであること
2. 法人等にあつては市内に主たる事務所又は事業所を有し、個人にあつては市内に住所及び主たる事務所を有すること
3. 飲食店営業又は喫茶店営業を行うために必要な許認可を受けていること
4. 市税を滞納していないこと
5. 暴力団等とのかかわりがないこと

※中小企業者（飲食店の場合）
（以下の要件のいずれかを満たす者）

資本金・ 出資金	常時雇用する 従業員数
5千万円以下	50人以下

対象事業（下記項目をすべて満たす事業）

1. 令和2年8月1日から令和3年2月26日までに実施する事業
2. 新型コロナウイルス感染拡大防止対策のために実施する事業
3. 店舗内で飲食スペースを有する飲食店営業又は喫茶店営業を行うために必要な事業
4. 交付対象経費の実支出額が1万円以上であること

対象経費

器具備品又は機械装置費（購入費に限る。） 施設整備費 システム導入費
※補助対象経費の例については、裏面に記載

申請期限

令和3年2月26日（金）まで（消印有効）
（※原則郵送にて申請受付）
ただし、予算上限に達し次第、受付を終了とします。

お問合せ先

和歌山市役所10階 商工振興課

電話 073-435-1233

FAX 073-435-1256

メール shoko@city.wakayama.lg.jp

和歌山市新型コロナウイルス
感染拡大防止対策促進奨励金



詳細はウェブで検索、
又は、QRコードか
ら市のHPをご覧ください



補助対象経費の例

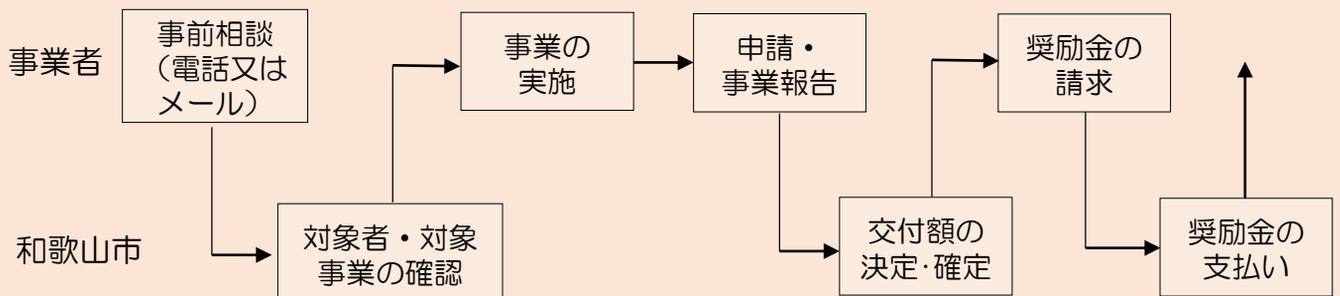
※ 対象となる経費

1. 器具備品又は機械装置費（購入費に限る。）
ウイルス対策機能付き空気清浄機・エアコン、加湿器、CO₂濃度センサー、
間仕切り、自動消毒液噴霧器（ノータッチディスペンサー）、
サーモグラフィカメラ、セルフオーダーシステム・非接触型決済システム専用端末
（スマートフォン、タブレット端末等は除く。）等の購入費
2. 施設整備費
トイレ内等の人感センサー付き照明器具、換気設備（換気扇、換気ダクト）、
網戸、間仕切り等の設置工事費
3. システム導入費
セルフオーダーシステム、非接触型決済システム等の購入費

※ 対象とならない経費

1. マスク、消毒液等の消耗品費
2. 体温計（非接触体温計を含む。）の購入費
3. 汎用性があり目的外使用になり得るもの（事務用のパソコン・プリンタ・
タブレット端末・スマートフォン・デジタル複合機など）の購入費
4. 自動車やバイク等の車両購入費
5. 消毒・殺菌・滅菌などのサービスの提供を受ける費用
6. サービス利用料やリース代等、継続してかかる費用
7. 収入印紙代、配送料、振込手数料、保険料、飲食費
8. 中古市場において広く流通していない中古機械設備など、その価格設定の
適正性が明確でない中古品の購入費
9. 購入時に取得できるポイントカード等によるポイントにより支払ったポイント
10. 公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

申請の流れ



申請・事業報告時の必要書類

- (1) 補助金等交付申請書
- (2) 誓約書兼同意書
- (3) 事業報告書
- (4) 収支決算書
- (5) 交付対象経費の支出を証明する領収書等の写し
- (6) 交付対象事業の実施状況が分かる写真等の資料
- (7) 性能及び仕様が分かる資料（器具備品又は機械装置費に限る。）
- (8) 飲食店又は喫茶店の営業許可の写し
- (9) 確定申告書その他売上台帳等確定申告の基礎となる資料の写し（個人事業主の場合に限る。）